

# 鴨川市一般廃棄物処理基本計画

(概要版)

令和2年3月

鴨川市



# 目次

第1章	基本的事項.....	1
1.1	計画策定の趣旨.....	1
1.2	計画の位置付け.....	2
1.3	計画の対象区域.....	3
1.4	計画の対象廃棄物.....	3
1.5	計画目標年度.....	4
1.6	計画の進行管理.....	4
第2章	ごみ処理基本計画.....	5
2.1	基本理念.....	5
2.2	基本方針.....	5
2.3	基本目標.....	6
2.4	ごみの排出抑制のための方策に関する事項.....	11
第3章	生活排水処理基本計画.....	14
3.1	基本理念.....	14
3.2	基本方針.....	14
3.3	基本目標.....	15
3.4	普及・啓発計画.....	16
3.5	収集・運搬計画.....	16
3.6	中間処理計画.....	16



# 第1章 基本的事項

## 1.1 計画策定の趣旨

今日の私たちは、大量生産・大量消費・大量廃棄型の利便性や効率性を重視した社会経済システムを背景に、食物、衣料、生活用品等を容易に手に入れることができるようになりました。しかし、こうしたライフスタイルの変革は、私たちに物質的豊かさをもたらした一方で、廃棄物問題、自動車公害や生活排水問題等の都市生活型の環境問題を顕在化させることになりました。

国では、従来の大量生産・大量消費・大量廃棄型社会経済システムに代わり、環境への負荷を抑制し、将来に持続可能な循環型社会経済システムの形成を目指して、2013年（平成25年）5月に「第三次循環型社会形成推進基本計画」を閣議決定し、これに併せて、廃棄物、リサイクル対策を中心とした、法体系の整備が行われました。2018年（平成30年）6月には「第四次循環型社会形成推進基本計画」が閣議決定し、低炭素社会や自然共生社会との統合的取組みを継続しつつ、さらに、経済的側面や社会的側面に視野を広げるものとしています。鴨川市（以下「本市」という。）では、深刻化する環境問題に対応し、良好な環境を次の世代に引き継いでいくため、平成17年2月に「鴨川市環境基本条例」を制定し、平成18年3月には「第1次鴨川市総合計画」を策定し、平成28年3月には、「第2次鴨川市総合計画」を策定しています。

平成19年3月に、この条例に基づき「鴨川市環境基本計画」を策定し、10年間の計画期間を経過したことから平成29年3月には、変化する社会情勢や近年の市域の課題に対応していくため「第2次鴨川市環境基本計画」を策定しています。

今回、「鴨川市一般廃棄物処理基本計画〔計画期間平成17年度～平成31年度〕（以下、「前計画」という。）」が令和元年度で満了となることを踏まえ、前計画の理念を引き継ぎ、新たな「鴨川市一般廃棄物処理基本計画（以下「本計画」という。）」を策定し、「循環型社会」の形成に向け更なる取組みを推進していきます。

計画策定にあたっては、「循環型社会」の形成に向け、廃棄物行政に係る様々な問題について、総合的な見地から検討を行い、市民・事業者・行政が一体となり、更なるごみの減量・再資源化、適正処理・処分を推進するとともに、生活排水の適切な処理と水質汚濁の防止を図ることを目的に策定するものです。

## 1. 2 計画の位置付け

本計画の位置付けを次に示します。

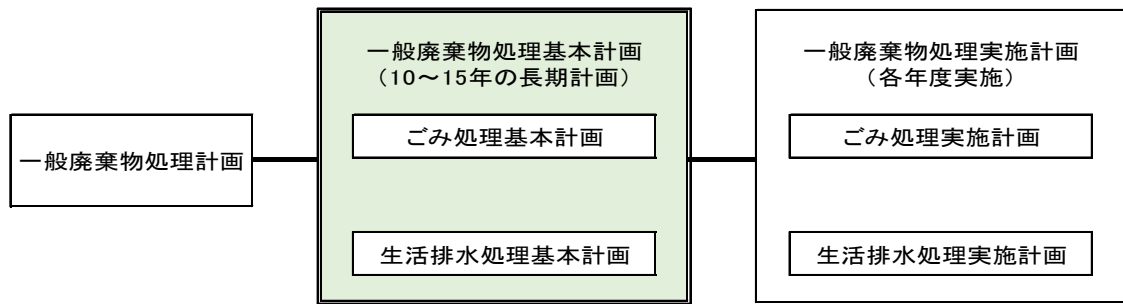


図 1-1 本計画の構成

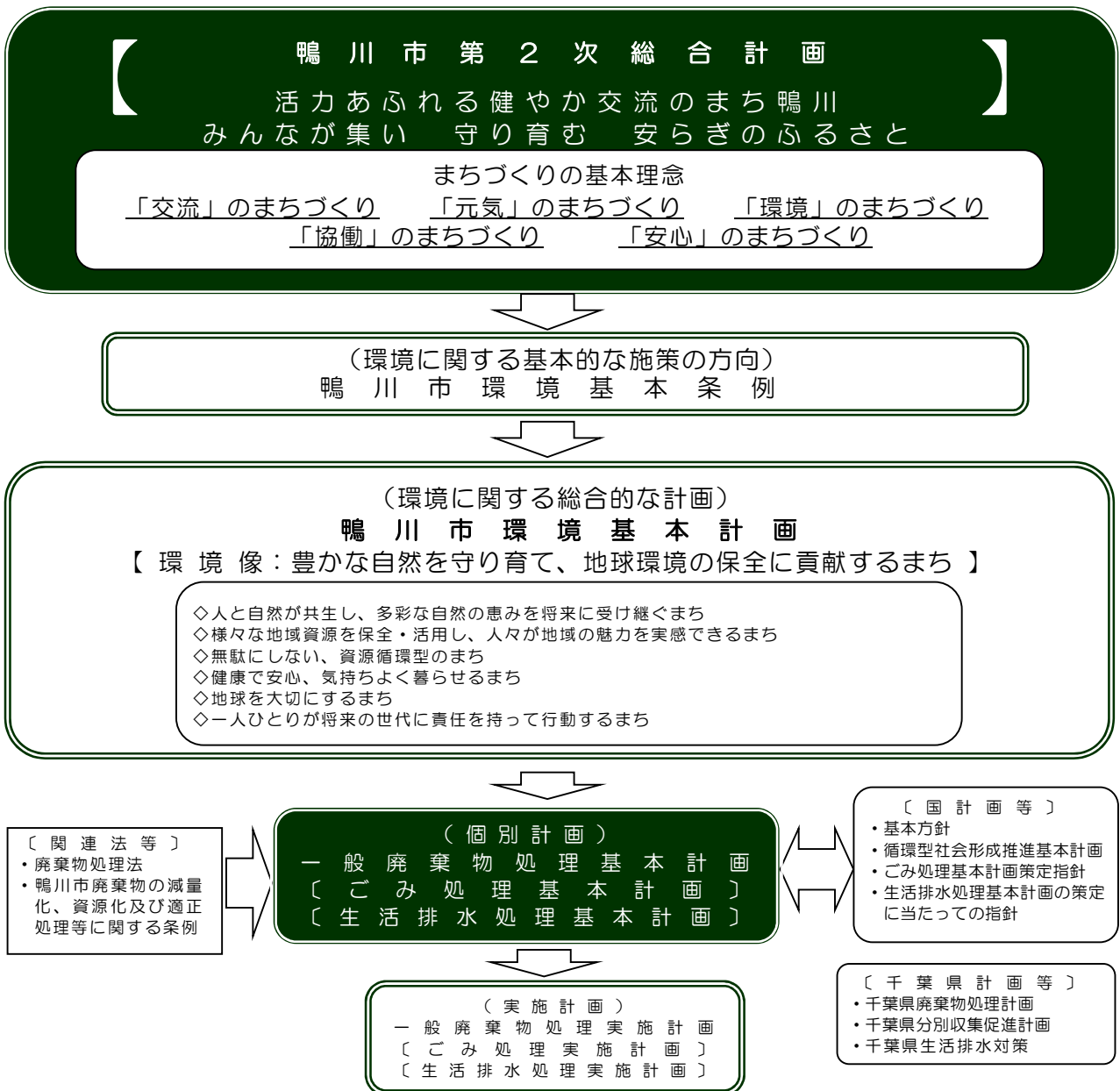


図 1-2 本計画の位置付け

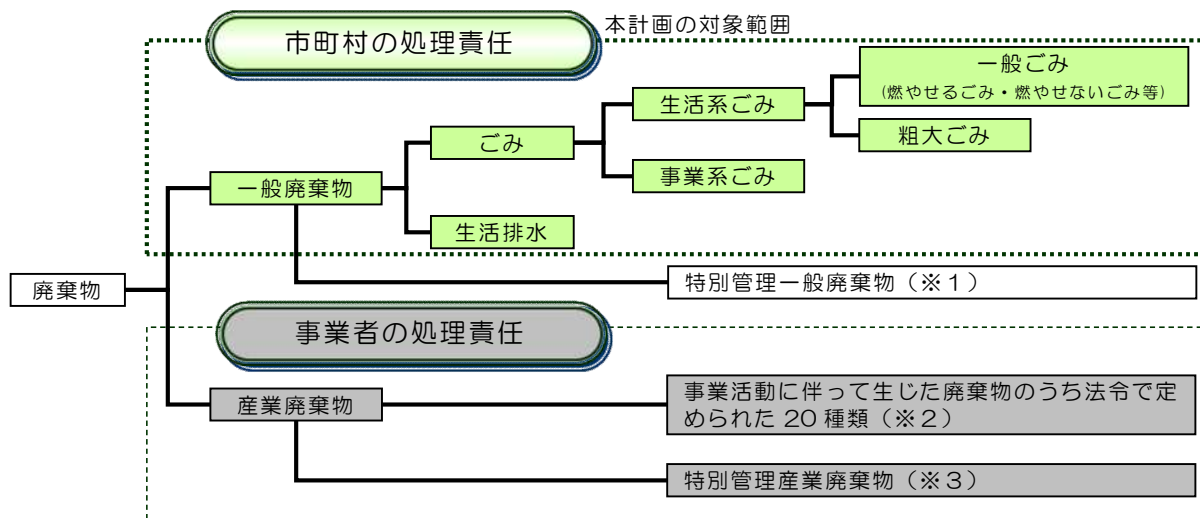
### 1. 3 計画の対象区域

計画の対象区域は、本市全域とします。

### 1. 4 計画の対象廃棄物

廃棄物の区分を図 1-3 に示します。廃棄物は、大きく一般廃棄物と産業廃棄物の 2 つに区分されます。本計画において対象とする廃棄物は、本市で発生する「一般廃棄物」です。一般廃棄物は、ごみ、生活排水に区分されます。

産業廃棄物は、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、法律その他政令で定められている 20 種類のもの、輸入された廃棄物のことをいいます。



- ※ 1 爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有する廃棄物（P C B 使用部品、ばいじん、ダイオキシン類含有物、感染性一般廃棄物）
- ※ 2 燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、鉋さい、がれき類、ばいじん、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残渣、動物系固形不要物、動物のふん尿、動物の死体の 19 種類と、産業廃棄物を処分するために処理したもので 19 種類の産業廃棄物に該当しないもの（コンクリート固形化物等）
- ※ 3 爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有する廃棄物（廃油、廃酸、廃アルカリ、感染性産業廃棄物等）

出典：廃棄物処理法施行令第 1 条、第 2 条の 4

図 1-3 対象とする廃棄物

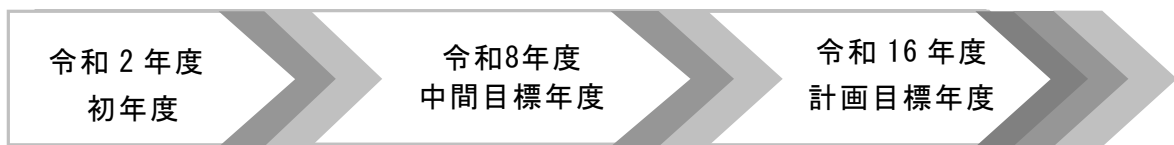
## 1. 5 計画目標年度

本計画は、令和2年度を初年度とし、15年後の令和16年度までを計画期間とします。さらに、計画の進捗状況を把握し、計画の見直しを適切に行っていくため、中間目標年度として令和8年度を設定します。

一般廃棄物処理基本計画は、おおむね5年ごとに改訂するとともに、計画策定の前提となっている諸条件に大きな変動があった場合には、本計画で掲げた数値目標や重点施策等についての達成度や各々の取組みの進捗状況を踏まえ見直しを行います。

また、計画を推進していくため、適宜各々の状況を把握するとともに、その効果等についても定期的に検証し、必要に応じ新たな対応を講じていくものとします。

図 1-4 計画目標年度



## 1. 6 計画の進行管理

本計画の実効性を確保していくためには、計画の適切な進行管理を行う必要があり、進捗状況や成果を点検・評価し、さらにそれを次の取組みに反映させる仕組みが重要です。

そこで、本計画の進行管理は、環境マネジメントシステムの考え方に基づき、『計画：Plan』、『実行：Do』、『点検・評価：Check』、『見直し：Action』という手順によるPDCAサイクルを用い、これらを繰り返し行っていくことで計画の進捗状況を把握し、課題を解決しながら継続的な改善を図ります。

このサイクルは、1年を基本単位として実施しますが、点検・評価の結果や社会情勢の変化、本市の環境に大きな変化が生じた場合等には、関係機関と協議の上、計画全体の見直しも行います。





図 1-5 PDCA サイクル

## 第2章 ごみ処理基本計画

### 2.1 基本理念

本計画の基本理念は、次のとおりとします。

- 3Rを中心課題として位置づけ、住民、事業者、行政が一体となったごみ処理システムづくりを推進する。
- 循環型社会の形成を踏まえ、収集・運搬及び処理処分等の各段階において資源化を含めた最適な処理・処分の体制を確保し、快適な生活環境の保全と公衆衛生の向上に努める。
- 環境負荷の低減に配慮した安定的かつ効率的な処理体制の確立。

### 2.2 基本方針

基本理念に基づく循環型廃棄物処理システムの確立を目指すため、次に示す項目を基本方針とします。

#### 方針1：ごみの発生抑制（リデュース）と再使用（リユース）の推進及び再生利用（リサイクル）の促進

第一にごみの発生抑制（リデュース）、次に再使用（リユース）に取り組み、ごみを減量化したうえで、排出されるごみについては、再生利用（リサイクル）に取り組みます。

#### 方針2：環境に配慮した安全・安定的なごみ処理システムの構築

ごみの排出から最終処分に至るまでごみを安全かつ適正に処理し、環境に配慮したごみ処理システムの構築を行います。

#### 方針3：住民・事業者・行政の役割分担と協働による取組みの推進

住民、事業者及び行政がそれぞれ担うべき役割や責任を明確にし、相互理解を深め、協力して3Rの推進等、環境への負荷が少ない循環型まちづくりを目指します。

## 2. 3 基本目標

平成 30 年 6 月に国が策定した「第四次循環型社会形成推進基本計画」を踏まえた上で、本計画に示す様々な取組みを推進することにより次に示す数値目標の達成を目指します。

表 2-1 計画の目標値

目標値設定：第四次循環型社会形成推進基本計画(国)		
	平成 28 年度	令和 7 年度
1 人 1 日当たりのごみ排出量(g/人/日)	925	<b>850</b>
1 人 1 日当たりの生活系ごみ排出量(g/人/日)	507	440
鴨川市(現状推移)		
	平成 28 年度	令和 7 年度
1 人 1 日当たりのごみ排出量(g/人/日)	1,156	969
1 人 1 日当たりの生活系ごみ排出量(g/人/日)	727	616
鴨川市(施策実行)		
	平成 28 年度	令和 7 年度
1 人 1 日当たりのごみ排出量(g/人・日)	1,156	<b>850</b>
1 人 1 日当たりの生活系ごみ排出量(g/人・日)	727	497

1 人 1 日当たりのごみ排出量を令和 7 年度に第四次循環型社会形成推進基本計画の目標値と同じ数値を目指し、本計画の目標年度まで継続していくものとします。

目標年度の令和 16 年度まで継続していくと、次頁に示す数値になり減量化、リサイクル率の目標値となります。

目標年度：令和 16 年度

- ・ 1 人 1 日 当 た り の ご み 排 出 量 原 単 位 約 433 g 削 減 を 目 指 し ま す ( 平 成 30 年 度 比 )
- ・ ご む の 再 資 源 化 率 を 21.3% ま で 引 き 上 げ ま す 。

(1) 減量化の目標

減量目標

指標：1 人 1 日 当 た り の ご み 排 出 量 原 単 位 (g/人・日)

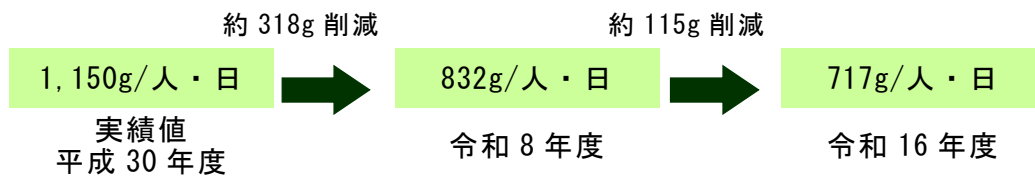


図 2-1 減量化の目標

(2) リサイクル率の目標

リサイクル率の目標

指標：リサイクル率 (%)

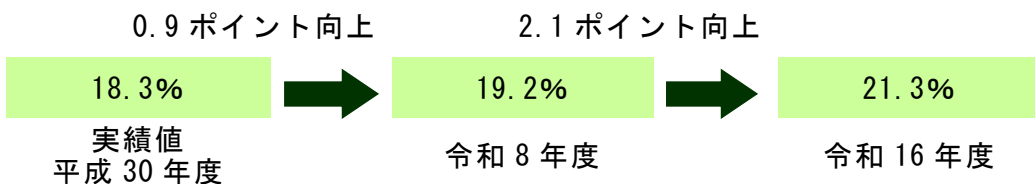


図 2-2 リサイクル率の目標

## ごみを減らしましょう！

### ●紙類の資源化

紙類は可燃ごみの44%を占めており、1人1日当たりに換算すると248gとなります。このうち約16%に当たる40gを削減（資源化）する必要があります。これは新聞紙に換算すると約2枚分となります。

#### 【一般例】

- ・新聞紙一枚の重さ 軽量新聞用紙の重さ：46.2g/m<sup>2</sup>  
新聞紙一枚の大きさ：545mm×820mm（JIS規格）＝0.45 m<sup>2</sup>  
したがって新聞紙一枚の重さは 46.2g/m<sup>2</sup>×0.45 m<sup>2</sup>≒20.79g



### ●食べ残し等の削減

食べ残し等の厨芥類（生ごみ）は、可燃ごみの17.6%を占めており、1人1日当たりに換算すると99gとなります。このうち約60%に当たる約60gを削減する必要があります。これはごはんに換算するとお茶碗1杯のおよそ4分の1となります（一般例：お茶碗1杯はおよそ150g）。



### ●水切りの強化

水分は可燃ごみの半分近くを占めています。水切り等で10gを削減する必要があります。これはペットボトルのキャップに換算すると約2杯分となります（一般例：ペットボトルのキャップの容量およそ5mL（5g））。



### ●不燃ごみ・粗大ごみ等の削減

ものを長く、大切に使用することで、ごみとして排出することを減らします。

### ●事業系ごみの削減

紙類や厨芥類の資源化、事業系資源物の自己処理等により事業系ごみを減らします。



## ごみを減らしましょう！

### ●プラスチック類の削減

プラスチック類は、可燃ごみの26.2%を占めています。1人1日当たりに換算すると148g/人/日となります。このうち6%にあたる9gを削減する必要があります。

#### 【プラスチック類の種類・重さ（一般例）】

ビニール袋	約4g
プラスチックスプーン	約4g
ストロー	約2g
シャンプー容器	約60g
ペットボトル	約3g



### (3) 目標に向けての取組み

本計画で定めた令和16年度までに717g/人・日を達成するため、生活系ごみにおける更なる取組みが必要となります。

以下に示すような小さな取組みを常に意識することで、今後のごみの減量化及び目標の達成が可能になります。またごみの減量を実施することで、最終処分量が減少していくので引き続き実施していきます。

#### 具体的な取組み

取 組 み	ごみ量の目安
ご み 減 量	
過剰包装を断る。ごみとなるものを持ち込まない。 マイバックの持参。返却できるものは、店等に返却する。詰替えのできる商品を選んで使用する。	プラスチック類1人1日9gの削減
無駄な食材は購入せず、食べ残しを減らす。 ごみを出さないように調理方法を心掛ける。	厨芥類の1人1日70gの削減
資 源 化	
燃えるごみで出す紙類の資源化を行う。	紙・布類の1人1日40gの削減

表 2-2 燃えるごみの削減量の内訳

		平均ごみ質 (湿ベース)	H30家庭系 可燃ごみ 内訳	原単位	削減目標	削減割合	備考
		%	t/年	g/人・日	g/人・日	%	
組成	紙類・布類	44.0	2,975	248	40	16.1	紙類の資源化
	木・竹・類	7.4	500	42			
	プラスチック類	26.2	1,772	148	9	6.1	プラスチック類の削減
	厨芥類 (生ごみ)	17.6	1,190	99	70 (60) (10)	70.7 (60.6) (10.1)	食べ残し等の削減 水切りの強化
	不燃物類	1.7	115	10			
	その他	3.1	210	17			
	合計	100.0	6,762	564	119		
削減目標					119		

(4) ごみの減量化・資源化に向けての取組み

減量化、資源化の目標達成のため、実態調査等を実施し、本市の現状に合った減量化計画を策定します。

## **2. 4 ごみの排出抑制のための方策に関する事項**

---

基本理念及び基本方針に基づき目標を達成するための基本施策を示します。

### **2. 4. 1 リデュース・リユース（発生抑制・再使用）の推進**

---

#### **(1) ごみの有料化**

ごみ指定袋制度により、ごみ排出量の減量化と処理費用の負担の公平化を図ります。

#### **(2) 家庭におけるリデュース・リユースの推進**

家庭生活が環境へ負荷を与えていることを自覚し、再生品の使用促進、使い捨て品の使用抑制に努め、ごみを出さないライフスタイルを実践します。

##### **◆マイバック運動と過剰包装の辞退**

レジ袋の使用を抑制抑制するため、買い物時にはマイバックを持参するとともに、過剰包装を断る等家庭内へのごみの持ち込みを極力減らすよう過剰包装の辞退とマイバック運動の取組みを奨励します。

##### **◆フリーマーケットやバザー等の活用**

地域で開催される不用品交換等のイベントに積極的に参加及び協力し、衣料や家庭用不用品の資源化に努めます。

##### **◆生ごみの減量化と堆肥化**

生ごみを排出する際は、水切りを徹底してごみの減量化をする。また、生活環境に支障をきたさない範囲で、コンポストや生ごみ処理機による堆肥化を推奨します。

#### **(3) 事業者における排出抑制と再使用等の推進**

事業者は、事業活動に伴って生じるごみを、自らの責任において適正な処理を行うとともに、排出抑制、再資源化等により減量に努めるよう事業者と連携・協力を努めます。

##### **◆排出者や生産者責任に基づく 3 R と適切な処理**

ごみの適正な処理及び 3 R の推進は事業者の方策を実行することはもとより、その方策に連携・協力を行います。

##### **◆排出抑制、再資源化に配慮した製品の使用**

ごみになりにくい製品、3 R に適した製品、再生材料を使用した製品等の購入を推進し、資源化への取組みを図ります。

##### **◆従業員意識の高揚**

従業員のごみの減量化・資源化に関する意識の高揚を図るとともに、消費者目線に立ち、消費者に対するごみの減量意識の啓発活動に努めます。

#### **(4) 行政における排出抑制と再使用等の推進**

本市における住民、事業者、行政の役割分担を明確にしつつ、ごみに対する総合的かつ計画的な施策の推進を図り、互いに協力し合える体制の整備を行います。

◆住民への情報提供

環境にやさしい生活の実践等についての情報を、広報等を通じて行い、ごみの減量化方策をわかりやすく、継続的に行います。

◆「ごみのお話出前講座」の開催

市民にごみ処理について理解を深めてもらうため、「ごみのお話出前講座」を開催します。これは、市の職員が地域のサロンや集会に出向いて、排出されるごみの量や種類、処分にかかる経費、ごみ処理施設の現状について説明するほか、家庭でできる減量化・資源化の取組み等を詳しく解説します。

◆事業者への情報提供

国、県及び広域化構成市町における減量化施策や適正処理について速やかに情報提供を行います。また、多量排出事業者自らが減量化・資源化計画を策定する場合には助言・指導を行います。

◆公共施設での施策

行政のごみ排出抑制、分別徹底はもちろんのこと、事務用品の購入等においては詰替製品や再生素材を使用した製品を優先して選定します。また、ロビー等を活用したポスター掲示等により環境啓発普及活動に努めます。

◆ごみの減量化等に関する啓発の推進

ごみの減量化の更なる推進を図るため、市民への情報提供やリサイクルマーケットの開催等により意識啓発を行います。

## (5) 環境教育の推進

教育委員会、社会教育団体、小・中学校等と連携して幅広い世代に対応した効果的な環境学習を推進します。特に環境教育は学校教育の一環として位置づけられていることから、地球・生活・ごみの関係性等について、一人ひとりがすべきことを次世代を担う子供達が理解をする機会を拡充します。

◆ごみ処理施設見学会の実施

ごみ処理施設の見学者に対して、ごみ処理についての現状や問題点を説明し、ごみの減量化や資源化の重要性に関する社会意識の啓発を行います。

また、小中学校単位で実施している社会科見学等の行先として積極的に選定してもらうように努めます。

◆環境学習の提供

教育委員会と連携して啓発用、学習用教材としての副読本の作成の検討を行う。また、ごみの排出抑制、再資源化の必要性及びそれに伴う温室効果ガスに関する講習、リサイクルの体験学習等の推進を検討します。

## (6) 非定住者の対する施策

本市の地域特性として、夏には海水浴観光、冬から春にかけては花観光と多くの観光客が訪れ、観光客から発生するごみは地域的な特質した問題となっています。

ごみのポイ捨て防止運動の推進及び持ち帰り運動の推進等を積極的・継続的に行い協力を呼びかけます。



## 2. 4. 2 処理体制

---

### (1) 生活ごみの処理体制の今後

本市ではごみの発生抑制、収集・運搬、資源ごみの資源化及び住民の啓発運動を行い、広域化では可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ及び資源ごみの中間処理と最終処分及び中継施設を含む各施設の維持管理を行うこととします。

### (2) 事業系一般廃棄物の処理体制の現状と今後

事業系一般廃棄物を排出している事業所に対して、事業系一般廃棄物の減量化・資源化について指導を行うとともに、市内の事業所に対しては、周知徹底を図ります。

### (3) 一般廃棄物処理施設で併せて処理する産業廃棄物の現状と今後

紙くず等、処理に支障のない範囲で資源物となる産業廃棄物の受入を実施していますが、今後、君津地域ごみ処理施設において、広域化構成市町と協議等を行い、受け入れの可否について検討します。ただし、事業者には、資源化を徹底した上で、受け入れることを条件とします。

### (4) 広域化に向けて今後の処理体制の要点

- ◆中間処理施設において、処理された後に残る不燃残渣及び焼却残渣は、構成市町において熱回収施設の処理方式を検討中です。この検討結果により、熔融方式を採用する場合は、スラグ及び金属類は資源化を行います。
- ◆燃やせるごみ以外のごみ（燃やせないごみ、粗大ごみ、資源ごみ）については、本市で行うこととし、今後の構成市町との協議により、以下に示す最も効率的な方法を選定していきます。
  - ・本市の独自処理を原則としますが、構成市町との協議も行います。
  - ・不燃性粗大ごみについて、安房広域の施設が終了することを踏まえた処理方法を検討します。
  - ・可燃性粗大ごみについて、なるべく早い時期に現清掃センターから破砕機を中継施設敷地内に移設し稼働を開始します。
  - ・資源ごみについて、なるべく早い時期に中継施設内に保管設備等を設置します。
- ◆本市は、太平洋に面しており、漂着ごみが多いのでこれらのごみに関しては、今後、仮置場を選定し効率的な処分方法を検討します。
- ◆人口減少等の社会情勢を踏まえ、広域化に向けての処理費用もかかることから、ごみ処理経費の維持管理、ごみ有料化を見直すことも検討していきます。

## 第3章 生活排水処理基本計画

### 3.1 基本理念

生活排水処理を積極的に推進していくことは、水環境の保全と公衆衛生の確保を図るうえで重要なことです。その対策の必要性と緊急性は、社会的に深く認識されるようになっていきます。

こうした状況の中において、市民・事業者・行政が協働して、環境への負荷が少ない持続的発展が可能な社会の形成と、し尿や浄化槽汚泥の安定的な収集・処理を将来にわたって確保する為、衛生センターの新設の検討とともに環境にやさしい処理体制の整備を図ります。

環境と調和した安心・安全のまち

### 3.2 基本方針

基本理念に基づく生活排水処理システムの確立を目指すため、次に示す項目を生活排水処理の基本方針とし、これらの基本方針に沿って快適な環境都市を実現していくこととします。

#### 方針1：生活雑排水の適正処理の推進

対応する課題： **課題1** **課題2**

公共用水域の水質保全のために、単独処理浄化槽や汲み取りし尿から、生活雑排水の処理が可能な合併処理浄化槽への転換を図っていきます。

#### 方針2：効率的なし尿・浄化槽汚泥処理システムづくりの推進

対応する課題： **課題3** **課題4**

汲み取りし尿については、委託業者と連携しながら効率的で効果的な収集体制の整備を図り、浄化槽汚泥については、浄化槽維持管理業者と清掃許可業者とを連携し、清掃率の向上を目指し生活排水処理の適正化に努めます。

また、し尿処理施設は、令和8年度までの延命化計画を策定しており、その後の施設整備の見直しや、新施設の開設を検討していきます。

### 3. 3 基本目標

本計画に基づき市民・事業者・行政がそれぞれの役割を果たすことにより、次に示す数値目標の達成を目指します。

平成 28 年度「千葉県全県域污水適正処理構想」を踏まえた上で、本計画に示す様々な取組みを推進することにより次に示す数値目標の達成を目指します。

表 3-1 計画の目標値

目標値設定：千葉県全県域污水適正処理構想（千葉県）		
	平成 26 年度	令和 6 年度
生活排水処理率（%）	85.8	93.3
	7.5%上昇	
鴨川市（現状推移）		
	平成 26 年度	令和 6 年度
生活排水処理率（%）	40.4	49.9
	9.5%上昇	
鴨川市（施策実行）		
	平成 30 年度	令和 6 年度
生活排水処理率（%）	45.1	52.6
	7.5%上昇	

生活排水処理率を令和 6 年度に千葉県全県域污水適正処理構想の上昇数値（7.5%）を目指し、本計画の目標年度まで継続していくものとします。

目標年度の令和 16 年度まで継続していくと、次に示す数値になり合併処理浄化槽の目標値となります。

#### (1) 生活排水処理率の目標

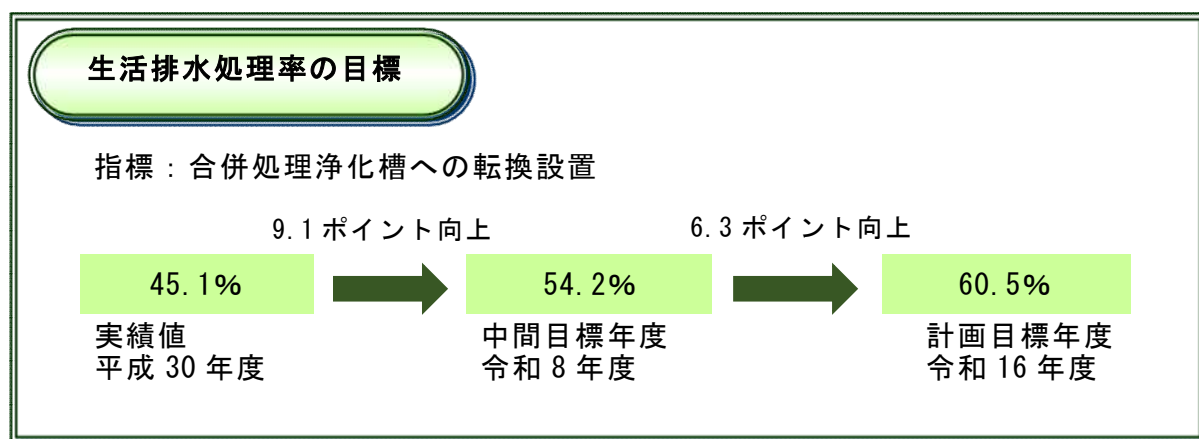


図 3-1 生活排水処理率の目標

### 3. 4 普及・啓発計画

---

#### 取組みの目標

適切な生活排水処理が行えるよう、市民・事業者への普及啓発活動を推進します。

#### (1) 行政の取組み

##### 1) 合併処理浄化槽の推進と維持管理の徹底

本市では合併処理浄化槽設置事業を引き続き推進していきます。

合併処理浄化槽設置事業では、個人設置型の支援と市町村設置型の取組みも検討していきます。

合併処理浄化槽が正常な機能を発揮する為には、適切な維持管理が必要となります。そのため、各種の普及啓発活動を行い、浄化槽管理者への清掃及び保守点検の必要性について、周知徹底を図ります。

### 3. 5 収集・運搬計画

---

#### 取組みの目標

本市で発生するし尿及び浄化槽汚泥を迅速かつ衛生的に処理するため、収集体制の円滑化、処理体制の効率化を図ります。

#### (1) 行政の取組み

##### 1) 減少に伴う収集運搬体制の見直し

し尿収集（汲み取り）人口の減少に伴い、収集運搬体制の見直しを検討します。

##### 2) 浄化槽清掃率の向上

浄化槽設置世帯へ清掃の必要性を啓発していきます。

### 3. 6 中間処理計画

---

#### 取組みの目標

本市で発生するし尿及び浄化槽汚泥を衛生的に処理するため、し尿及び浄化槽汚泥の処理量に応じた、処理体制の効率化、円滑化を図ります。

#### (1) 行政の取組み

##### 1) し尿処理施設の機能維持

し尿及び浄化槽汚泥の処理量の減少により、し尿処理施設としての機能を維持していく為、し尿処理施設の更新については、今後、廃棄物処理施設整備指針を踏まえて、総合的に検討していきます。

